

自治制度・地域振興調査特別委員会 運営方針（案）

令和5年6月19日 決定

令和6年9月13日 改訂

1 特別委員会の設置目的

地方自治の拡充と推進、区の魅力を高める地域振興策に関する事項の審議

2 基本的運営方針

- (1) 地方自治制度改革や都区の事務配分の検討等に的確に対応するための調査・研究を行う。
- (2) 公有地の活用、公共施設の整備に関する調査・研究を行う。
- (3) コミュニティ・産業・文化・観光振興等において、本区の地域資源を活用しつつ、地域経済の活性化、魅力発信などに関する調査・研究を行う。
- (4) 特別委員会は、調査研究の過程で、執行機関の行政運営に対し、随時意見要望、政策提案等を行うとともに、国などへ意見書の提出を提案する。

3 運営手続

- (1) 特別委員会の具体的運営（視察及び研究会を含む。）については、理事会で協議していく。
- (2) 委員会における執行機関に対する資料要求については、申し合わせ事項（平成7年9月20日議会運営委員会決定）のとおりとし、執行機関は、要求のあった資料の収集、提供について、積極的に協力する。

【参考】申し合わせ事項「委員会における資料要求について」

委員からの資料要求は、委員会においてその提出の可否を決定する。ただし、理事会においてその取扱いについての協議が整った場合はこの限りでない。

- (3) 特別委員会の定例的な報告事項の取扱いについては、申し合わせ事項（平成11年6月29日議会運営委員会決定）のとおりとする。

【参考】申し合わせ事項「特別委員会の理事者報告について」

特別委員会の定例的な報告事項については、常任委員会で重複して報告することを要しない。ただし、報告事項によっては、個々具体的な内容で常任委員会への報告が考えられるケースもあり得るので、その場合は、議長のもと関係委員長及び理事者が協議し、対処するものとする。

4 その他

- (1) 委員会の略称は、「自治制度」とする。
- (2) 執行機関に出席を求める主な説明員は、担任副区長、企画政策部長、総務部長、区民部長、アカデミー推進部長、施設管理部長、(教育推進部長)、企画課長、政策研究担当課長、財政課長、総務課長、職員課長、契約管財課長、区民課長、経済課長、緊急経済対策担当課長、アカデミー推進課長、観光・都市交流担当課長、スポーツ振興課長、施設管理課長とし、その外の関係部課長には、必要に応じて出席を求めるものとする。